

居宅介護支援

集団指導

【令和6年度介護報酬改定等について】

令和6年8月27日

大村市福祉保健部

長寿介護課

給付グループ

1 令和6年度介護報酬改定について

(1) 運営基準等の改定について

- ① 他のサービス事業所との連携によるモニタリング
- ② 身体的拘束等の適正化の推進
- ③ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ④ 公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑤ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑥ 「書面揭示」規制の見直し

(2) 算定基準の改定について

- ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 入院時情報連携加算の見直し
- ③ 通院時情報連携加算の見直し
- ④ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑤ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑥ 高齢者虐待防止の推進
- ⑦ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）
- ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

(3) その他の改定について

- ① 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い
- ② テレワークの取扱い
- ③ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ④ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

2 その他